

会議録

1 監査委員から請求人への質疑

問1 履行遅延の判明について

改めて確認するが、令和5年12月8日の受付印を令和5年12月15日に訂正したことが分かったのはいつか。

答 公文書部分開示決定通知書に書かれている令和8年2月になってから。2月18日辺りだと思う。

問2 虚偽公文書との接続及び刑事責任の可能性について

刑法に該当する可能性を否定できないと記載があるが、住民監査請求はあくまで地方自治法に基づく行政上の手続きで、財務会計上の行為の是正について審理を行う制度ということをご理解いただけるか。

答 はい。ただ、地方自治法第232条の4第2項（支出の方法）に、法令及び予算に違反しないこととある。よって、刑法に違反する事実があり、それをもって履行確認を行う契約管理課に誤解を生じさせたことがあれば、それは法令違反、コンプライアンス違反であるということを主張している。

問3 遅延損害金について

措置請求書「1履行遅延の判明と減額支払義務」の3行目から4行目に、遅延損害金条項と記載があるが、これは委託契約書第9条に規定されている遅延賠償金のことか。

答 はい。

問4 今回の請求は、地方自治法第242条に規定する6項目のうち、どれに当てはまるのか。

答 一番大きな項目として、(6) 財産の管理を怠る事実。受領印を訂正したことにより納期が遅延したことを確定させており、遅延損害金を請求する債権がその時点で発生していると考えられる。その債権を確定させて請求していないため、財産管理を怠る事実と言える。また、契約の履行が完了していないため、(3) 契約の締結・履行にも該当する。

問5 請求人におかれては、サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関

連した住民監査請求、市議会に対して多くの請願や陳情も行っておられる。目指されている目的や、令和5年5月から営業を休止しているスケート場の将来像があれば、お伺いしたい。

答 一貫して思うのは、スケート場に限らず、市が公共施設の方向性を決めるときには判断材料はきちんと公平に集めた上で判断を行うことが必要だということ。今回の調査検討業務では、それが適正に行われていないと強く感じた。何が何でもスケート場として残してくれということではなく、機能転用する場合は、きちんとその調査を行った上で判断される必要があると思う。調査検討業務は、そうした政策判断に使うために委託をしている、その業務に対して支出をする。その調査検討業務は、公正中立な立場で専門家が行うべきものと考えます。きちんと公平に、フェアに判断した結果、機能転用になるのであれば仕方がないと思う。ただ、浜田市のスケート場は他の自治体が持っていない施設であり、市外県外からたくさんの利用者があった。これだけの関係人口を有している浜田市のスポーツ施設は他になく、貴重な施設だと思う。そういったことは受け入れられなかったというのは非常に残念に思っている。

2 請求人の陳述

請求の要旨の補足を受けた。